

公 示

下記のとおり、独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用保険業務に関する法律顧問業務の請負者を募集します。

平成24年1月20日
独立行政法人農林漁業信用基金

記

第1 事業名

独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用保険業務に関する法律顧問業務

第2 業務実施の目的及び概要

(1) 業務実施の目的

農業信用保証保険業務運営の円滑化を図るとともに、独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用保険業務に関する紛争の未然防止及び早期解決を目的とする。

(2) 業務実施の概要

独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用保険業務に関する法律上の問題等について、専門的な立場から指導及び助言を行う。

第3 参加資格

次のすべてに適合する者であること。

(1) 下記①及び②に該当しない者であること。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(2) 次の各号の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間経過している者であること。また、これらの者を代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑦ 競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者
 - ⑧ 商法、その他の規定に違反して営業を行った者
- (3) 弁護士法に規定された資格を有する弁護士であり、東京都又は近県に事務所を有するか、若しくは事務スペースを確保できる者であること。

第4 業務請負者の選定方法

「独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用保険業務に関する法律顧問業務に係る企画競争応募要領」に基づき、企画書等提出された書類について審査を行い、業務請負契約候補者を1者選定する。

第5 企画競争資料等を交付する場所及び期間

交付場所: 〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 5F

独立行政法人農林漁業信用基金 農業第二部 審査管理課

電話:03-3294-4487 (担当:中野、石井、佐々木)

交付期間:平成24年1月20日(金)～平成24年2月13日(月)

ただし、上記期間中(土日、祝休日を除く)の10時～12時及び13時～17時とする。

なお、企画競争資料等については、独立行政法人農林漁業信用基金ホームページ(<http://www.affcf.com>)に掲載する。

第6 企画書等の書類提出期限及び提出場所(問い合わせ先)

提出期限:平成24年2月13日(月)

提出場所: 〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 5F

独立行政法人農林漁業信用基金 農業第二部 審査管理課

電話:03-3294-4487 (担当:中野、石井、佐々木)

第7 企画等の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画等は、無効とする。

第8 その他

本公示に記載なき事項は、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用保険業務に関する法律顧問業務に係る企画競争応募要領」等による。

第9 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約を

する場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当信用基金OB)の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 当信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時時点で在職している当信用基金OBに係る情報(人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等)

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

以上公示する。